

宇宙活動法における許可制度等の概要について

宇宙政策委員会中間取りまとめ 別添 1 宇宙活動法に関する基本的考え方（以下「基本的考え方」という。）を踏まえ、宇宙活動法における許可制度等の概要を以下の通り整理する。

基本的考え方においては、許可及び継続的監督の対象として「打上げ（及び打上げ射場運営）」、「再突入」、「人工衛星の管理」の3つが挙げられていることから、以下ではこの3つについて整理を行う。

1. 人工衛星等の打上げの許可

(1) 人工衛星等の打上げに係る事業計画の事前相談

<概要>

- 事業者の事業の実現の予見可能性を高め、人工衛星等の打上げの許可に係る手続きを円滑に進めるため、人工衛星等の打上げに係る基本的な計画が公共の安全の確保、宇宙諸条約の誠実な実施等の観点から実行可能なものとなっているかどうかを事前相談することを可能とする。
- 事前相談は、人工衛星等の打上げ計画の認定のような形で法定するのではなく、許可制度の運用として行う。法案においては、この法律の規定の運用に当たって、担当大臣は、関係省庁と連携して、宇宙活動への新規参入の促進に配慮するよう努めるよう規定することにより、その趣旨を明確化することを検討する。

※法令適用の可能性を事前に確認する手続きとしてはノーアクションレター制度などがあるが、審査の円滑化、事業者の予見可能性の向上を図り、新規参入を促進する観点から、より積極的な対応を行う。

<相談事項の例>

- 打上げに供する計画のロケット機体の設計について、公共の安全の確保に係る技術基準に適合し得るものであるかどうか。
- 打上げを計画するロケットの飛行経路について飛行安全の確保が可能な経路が設定できるかどうか。
- ロケット機体及び射場の基本仕様から地上安全の確保に必要な保安距離・警戒区域が設定できるかどうか。
- 上記に掲げるもののほか、宇宙諸条約その他の国際約束に違反するおそれがないかどうか。

(2) ロケット機体に係る技術基準適合認定

<概要>

- 開発者、製造者又は打上げ実施者は、ロケット機体について、その型式ごとに、飛行安全及び地上安全を確保するために必要な構造・機能を設計上具備しているかどうかについて、技術基準との適合性の審査を求めるものとする。
- 打上げ実施者は、予め公共の安全の確保に係る技術基準の適合の認定を受けた設計に基づいて製造されたロケット機体以外を打上げに供してはならないものとする。
- 技術基準適合の認定を一度受けた機体について、安全確保に係る変更箇所に変更を加えることなく打上げの用に供する時には、再度の審査は求めないこととする。また、機体に変更を加える場合であっても、安全確保に係る変更箇所のみを審査することとし、簡便に対応できるような制度とする。(安全確保に係る変更の具体的内容については今後要精査。)
- 必要な継続的監督(報告徴収、立入検査、措置命令、認定取消等)を行う。

※なお、本項による認定は、ロケット機体の設計について行うものであり、ロケット機体の製造業に係る業規制ではない。

※「型式」については、H-IIA202 型、H-IIA204 型、H-IIB 型等の単位で別の型式として取り扱うこととする。

<審査の要求事項>

- 打上げ前の誤発射防止を確実に行うことができる構造・機能を有すること。
- 飛行時のデータ送信、コマンド受信を行うことができる構造・機能を有すること。
- ロケットが地上の第三者損害の発生を最小化するための措置(破壊、推力停止、シーケンス停止等)を確実に行うことができる構造・機能を有すること。
- スペースデブリの発生抑制について国際的に求められる水準や産業振興の観点も考慮して行政庁が設定した基準に適合していること(部品類の放出抑制等)。

(3) 打上げ射点設置の許可

<概要>

- 打上げ射点(当該射点を使用するロケットの打上げに必要な施設、設備を含む。以下同じ。)の設置を許可制とし、打上げ射点立地の適切性及び打上げ射場運営者(打上げ射場を設置し、運営する者を含む。)に人工衛星等の打上げにおいて飛行安全及び地上安全の確保を的確に行い得る技術的能力を担保させる。
- 射場の運営の具体的内容としては、射点の設計、設置及び管理、ロケットの飛行安全に係る飛行管制システムの設計、設置及び運用、射場周辺・警戒地域内の安全確保、飛行に異常が発生した場合の飛行中断の実施等を的確に行い得る人員、設備、作業基準となっているかどうかを想定する。

➤ 必要な継続的監督（報告徴収、立入検査、許可取消等）を行う。

※規制の客体を射点としているのは、警戒区域の設定等は打上げ射点を起点として考える必要があること、ロケット機体の種類ごとに打上げ射点との対応性を確認する必要があるためである。人工衛星等の打上げにおける飛行安全及び地上安全の確保に当たっては、許可はロケット機体の型式及び打上げ射点ごとに求めることとする。

※なお、ロケットの推進剤を保管する地上の施設等に係る安全対策については、その審査及び執行に係る体制及び能力に鑑み、引き続き既存法令（消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等）において一貫して対応することとする。

<審査の要求事項>

- ロケットの飛行経路について飛行安全の確保が可能なこと。
- 打上げ射点の設置により他人の利益を著しく害することとならないものであること。
- 打上げ射場運営者が管理を適切に実施する技術的能力を有すること。
- 打上げ射場運営者の有する人的能力・施設・設備について行政庁の定める技術基準に適合すること。

※技術基準の内容：射点の設計、設置及び管理の方法、ロケットの飛行安全に係る飛行管制システムの設計、設置、運用の方法、射場周辺・警戒地域内の安全確保の方法、飛行に異常が発生した場合の飛行中断の方法、飛行安全の実施・通報等に係る従業員の教育等

(4) 打上げの許可

<概要>

- 人工衛星等の打上げ事業者の申請により、打上げがロケット機体、搭載する人工衛星、打上げ射点及び飛行経路の組み合わせにおいて、地上安全・飛行安全の確保、賠償資力の確保について、宇宙諸条約の誠実な実施、公共の安全の確保の観点から問題がないことを確認する。
- 打上げの始期は、人工衛星等の打上げが不可逆になった時点とし、打上げの終期は、ロケットから人工衛星の分離が完了した時点とする。
- 必要な継続的監督（報告徴収、立入検査、許可取消等）を行う。
- 海外打上げ委託については、我が国が、人工衛星の打上げを行わせる国としての「打上げ国」として宇宙損害責任条約に従い損害賠償の責任を負い、それを履行した場合に、それによって生じた金銭的負担に対応し得る損害賠償措置が、打上げが行われる国において講じられていることを審査する。

※ロケットの上段部を制御して再突入させる場合は、打上げの許可の枠組み（許可の付加条件等）において、安全確保等のために所要の措置を講じる。

<許可の要件>

- 打上げの用に供するロケット機体について予め技術基準適合認定を受けた設計に基づき製造されたものであること。
- 人工衛星等を打ち上げる打上げ射場について、予め当該ロケットの打上げに係る許可を受けた打上げ射場運営者の運用する射点から当該打上げ射場運営者による飛行安全及び地上安全の確保の下、打上げを実施するものであること。
- 打上げ射場運営者と調整し、作成した飛行安全計画及び地上安全計画が公共の安全を確保する上で適切であること。
- 軌道上の有人の人工衛星への衝突を回避するための措置が講じられること。
- 人工衛星等の打上げによる第三者損害の賠償資力を担保するため予め行政庁が定める金額のTPL 保険等の損害賠償措置が講じられること。
- 打上げを計画する人工衛星について我が国及び国際社会の平和及び安全を確保する上で支障を生じるおそれがないこと。
- 上記に掲げるもののほか、当該人工衛星等の打上げが宇宙諸条約その他の国際約束に違反するものでないこと。

<許可の条件>

打上げの許可には、条件を付し、及びこれを変更することができることとする。

(例)

- ・ 打上げ後のロケット機体について、各国と比較して適当な水準でデブリ発生抑制のための措置（残留推薬放出、飛行中断機能停止等）が講じられることとされること
- ・ 打上げに起因し国が宇宙諸条約により負担した費用の求償に応じること

(5) JAXA の扱い

【機構の既存ロケット機体及び打上げ射場の扱い】

- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が宇宙活動法の施行前に既に打上げの用に供したロケット機体及び打上げ射場については、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（以下「機構法」という。）第 18 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に基づき、主務大臣の監督の下、その安全性について一定の確認がなされていると認められることを踏まえ、前記のロケット機体に係る認定及び打上げ射点の設置許可を受けたものとみなして宇宙活動法の規定を適用することとしてはどうか。

【宇宙活動法施行後に機構が開発するロケット機体及び打上げ射場の扱い】

- 機構が機構法に定める業務について業務を確実に実施し得る技術的能力及び体制を確立していると認められることを踏まえ、ロケット機体に係る技術適合認定及び打上げ射点の設置許可に当たって、簡略化された手続きによることができるものとする。
- 具体には
 - ✓ ロケット機体について、機構が機構法第 18 条第 1 項第 3 号の規定に基づき開発を行ったときは、ロケット機体に係る技術適合認定の審査に際し、申請に係るロケッ

ト機体の開発が機構の行ったものであることを証する書類を提出することをもって簡便に認定が得られることとする。

✓ 打上げ射点の設置について、機構が機構法第 18 条第 1 項第 4 号に規定に基づき整備し、運用するときは、打上げ射点の設置の許可の審査に際し、申請に係る打上げ射点の整備を行ったこと及び当該打上げ射点を機構が運用することを証する書類を提出することをもって、簡便に許可が得られることとする。

➤ これによって、我が国が開発する基幹ロケットに係る機構法第 18 条第 1 項第 4 号の規定に基づく業務の円滑な実施及び高度な技術的能力を自ら保有することが困難な民間事業者の事業を技術的に支援するために機構の技術的能力の活用を図り、当該民間事業者の負担を軽減するものである。

2. 人工衛星の管理

➤ 人工衛星の管理とは、人工衛星の管制行為を対象とすることとし、ミッション機器の運用は含まないものとする。

➤ 人工衛星の管理の開始前（人工衛星の打上げ前）、移転前、管理方法の変更、終了時（移転を除く。）に当たって、国の許可を受けることとする。

➤ 人工衛星の管理の始期は、人工衛星がロケットから分離された時点又は管理の移転を受けた時点とする。

➤ 国の許可を受けなければならない人工衛星の管理を行う者とは、管制行為に係る決定権を実質的に有する者とし、当該者の管理下で実務に当たる者は含まないこととする。（人工衛星の軌道投入後、初期機能確認を行った上で人工衛星オペレータに引き渡す者（人工衛星製造業者等）は、人工衛星オペレーター（管理者）の下で実務に当たる者として、直接的に人工衛星の管理規制を受けないものと整理する。）

➤ 必要な人工衛星の管理の継続的監督（報告徴収、立入検査、措置命令、許可取消等）を行う。

➤ 管理の許可に際しては、人工衛星の管理の方法や目的のほか、宇宙物体の登録に必要な人工衛星の軌道要素、機能等の事項について申請することを求める。また、これらの事項を変更する際には許可又は届出（軽微な変更の場合）を求める。

※管理の対象となる人工衛星の規模、軌道要素、用途等に応じて求められる管理の度合いは大きく異なることから、許可の基準はこれらの要素を勘案する。

※法律の施行の日以前に打ち上げられた人工衛星については、所要の経過措置を置くこととする。

※人工衛星（再突入機を除く。）を制御して再突入させる場合は、人工衛星の管理の許可の枠組み（許可の付加条件等）において、安全確保等のために所要の措置を講じる。

<規制の客体>

- 人工衛星の管理を行う者とは、人工衛星の管制行為に係る決定権を実質的に有する者
 - ・国内で人工衛星の実質的な管制を行う者（※手足として活動する者は含まない）
 - ・人工衛星の実質的な管制を行う日本人、日本法人その他の団体（※同上）

<許可の要件>

- －我が国及び国際社会の平和及び安全を確保する上で支障を及ぼすおそれがないこと
 - －宇宙諸条約その他の国際約束に基づく義務に反するおそれがないこと
- 移転の許可の場合は、上記に加えて、
- －移転後に生じた宇宙損害に係る第三者損害賠償の確実かつ迅速な履行を確保するための措置（人工衛星の管理に起因し国が宇宙諸条約により負担した費用に関し、移転前・移転後事業者が連帯責任により求償に応じること等）

<許可の条件>

打上げの許可には、条件を付し、及びこれを変更することができることとする。

- ・各国と比較して適切な水準のデブリ抑制措置が講じられること
- ・人工衛星の管理に起因し国が宇宙諸条約により負担した費用の求償に応じること

<参考：宇宙諸条約の要請事項>

- 自国の人工衛星に関して、宇宙諸条約において、「関係当事国」として国際的責任を負うこと、「打上げ国」として賠償責任を課されることがあること、「登録国」として管轄権及び管理の権限を行使することがある。また、宇宙損害責任条約において、地表以外の場所において自国又は自国が責任を負うべき者の過失により引き起こされた損害について責任を負う。

3. 再突入の許可

<概要>

- 軌道上の再突入機を制御して再突入させる場合に、再突入に際しての飛行安全の確保、賠償資力の確保について、公共の安全の確保、宇宙諸条約の誠実な実施の観点から問題がないことを確認する。
- 再突入機とは、人工衛星（その構成部分を含む）のうち、軌道から地表に到達させる又は空中で回収することを意図して再突入させるためのものをいうこととする。
- 必要な継続的監督（報告徴収、立入検査、許可取消等）を行う。

<許可の要件>

- 再突入機（再突入に必要な施設、設備を含む。以下同じ。）の構造及び制御方法、飛行経路、再突入飛行を開始する条件（軌道上位置、姿勢、角度等）、再突入地点等が地上

の第三者の損害及び軌道上の有人の人工衛星への衝突（P）を防止する上で支障がないこと。

具体的な観点としては、以下が想定され得る。

－正常飛行時の着地予想区域が以下のいずれかを満たすこと

①着地予想区域が陸地及びその周辺海域にないこと

②着地予想区域が陸地及びその周辺海域に設定する場合は、当該領域を管轄する国の了解を得ること

－再突入機に不具合が生じた場合の、着地点分散域が人工稠密地域から可能な限り離れていること

－航空機及び船舶の安全な航行を確保するため、適切な時期に必要な情報が的確に通報されていること

－再突入の監視及び管制の能力があること

●再突入に起因し国が宇宙諸条約により負担した費用の求償に応じること

●再突入機について我が国及び国際社会の平和及び安全を確保する上で支障を生じるおそれがないこと。

●当該再突入機の再突入が宇宙諸条約その他の国際約束に違反するものでないこと。

<許可の条件>

再突入の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができることとする。

以上